

令和3年3月定例教育委員会会議録

1. 開催日時 : 令和3年3月30日(火) 9時15分から10時40分まで
2. 会場 : 白杵市役所 白杵庁舎1階 大会議室

3. 出席委員 : 教育長 安東 雅幸
教育長職務代理者 神田 岳委
委員 村上 睦美
委員 安東 鉄男
委員 佐藤 寛倫

4. 出席職員 : 教育次長兼教育総務課長 甲斐 尊
学校教育課長 後藤 徳一
社会教育課長 川辺 宏一郎
文化・文化財課長 後藤 昌二郎
学校給食課長 安東 信二
教育総務課総括課長代理 麻生 幸誠
学校教育課課長代理 岩崎 努
社会教育課総括課長代理 安藤 隆文
社会教育課課長代理 首藤 豊武
文化・文化財課総括課長代理 神田 高士
文化・文化財課課長代理 東 貴則
学校給食課総括課長代理 阿南 哲也
教育総務課主査 米木 淳子
教育総務課主任 加藤 由梨花

5. 傍聴人 : 0名

1. 開会宣言

(事務局)

開会に先立ち、本日の出席者の報告を行います。本日、欠席者0名で、出席者が過半数に

達しましたので、臼杵市教育委員会会議規則第3条の規定により本会は成立となりました。
以上、報告いたします。

(教育長)

開会に先立ち、事前に皆さんにお諮りをしています傍聴についてですが、本日は会議を傍聴したいという申し出がありませんでしたので報告いたします。

これより、臼杵市教育委員会、令和3年3月定例会を開催いたします。本日の委員会の会期は、本日限りといたします。次に、会議録署名委員に、神田委員と安東委員の2名を指名いたします。

今回の日程のうち、

① 報告第3号の「専決処分の承認を求めることについて」

(教職員(小・中学校)の内申について)

② 第18号議案 臼杵市学校施設長寿命化計画を定めることについて

③ 第19号議案 令和3年度臼杵市学校教育指導方針を定めることについて

④ 第20号議案 第3次臼杵市子ども読書活動推進計画を定めることについて

⑤ 第21号議案 令和3年度臼杵市社会教育基本方針を定めることについて

の以上5つを非公開としたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき採決を行います。これに賛成の委員は挙手願います。

(委員 挙手あり)

(教育長)

3分の2以上の挙手がありましたので、公開しないこととします。

2. 教育長報告

(教育長)

それでは、「2. 教育長報告」をいたします。お手元の3月行事予定表をご覧ください。1日、高等学校卒業式がございました。教育長や教育委員等の参加はありませんでした。2日、校長・所長会、それから4日に臨時教育委員会を開催いたしまして、教職員の内申等をいたしましたところであります。6日、中学校卒業式、全ての中学校で立派な卒業式ができたという報告を受けております。9日・10日、高校入試がございました。並行して議会の一般質問がございました。高校の合格発表が12日の金曜日、それから18日の木曜日に高校の

2次の入試がございました。地元の臼杵高校については定員を満たしておりましたので、2次募集はございませんでした。19日、幼稚園の卒園式、午後からは臨時校長・所長会を開催いたしまして教職員の異動内示をしたところでありまして。21日、臼杵っこガイド・学芸員の認定書の交付式を開催したところでありまして。22日、図書館協議会、それから23日には第3回公立学校のあり方市内懇話会を開催いたしまして、豊後大野市の学校教育課長と指導主事にお越しいただき、豊後大野市が取り組んでいる小中一貫校の取り組みについて、いろいろなアドバイスをいただいたところでありまして。24日、小学校卒業式、25日に3月の議会が閉会をいたしました。29日、第3回人材育成市民連携会議がございました。そして、本日の定例教育委員会であります。明日の午前中に、退職者、教職員関係の退職者の辞令交付式、また、役所内の退職者の辞令交付式を開催する予定にしております。以上、3月の教育長報告ですが、何かご質問等ございますか。

(委員 意見なし)

(教育長)

よろしいでしょうか。それでは、教育長報告を終わりたいと思います。

3. 協議事項

(教育長)

これより「3. 協議事項」に入ります。

報告第3号、専決処分の承認を求めることについて(教職員(小・中学校)の内申について)を説明します。

〈非公開〉

(教育長)

これより、議案の審議に移りたいと思います。

第7号議案、行政手続における押印規制及び性別記載欄の見直しに伴う教育委員会規則の整備について、教育総務課に説明を求めます。

(教育次長)

議案の2ページをご覧ください。資料編は1ページ、A4横置き資料をご確認いただければと思います。行政手続における押印規制及び性別記載欄の見直しに伴う教育委員会規則の整備について、臼杵市教育長に対する事務委任規則第1条第2号の規定に基づき議決

を求めるものです。資料編の資料をご覧いただきたいと思います。ここに、今回の改正の趣旨を記述しておりますのでポイントを説明いたします。ご承知の通り、政府の方では行革の一環として押印廃止の流れがあります。その大きな流れに伴いまして、文部科学省より、学校が保護者や一般市民に求める押印の見直しをするよう通知がされておりました、教育委員会で管轄する各種の申請書や届出書、確認書や同意書等における押印規制の廃止を推進しているところをございまして、それに伴いまして今回の議案の提出ということをございます。また、申請書等に押印欄及び性別記載欄を設けているものをございますので、これにつきましては、セクシュアル・マイノリティ、性的少数者の人権に配慮する観点から、性別記載欄の廃止についても取り組むこととなっているところをございます。今回の改正例規の一覧がここに載っておりますが、この第7号議案では教育委員会規則に関連する部分を掲げております。後程、第12号議案、第16号議案と続きますが、第12号議案では訓令について、第16号議案は告示についてです。ここで、少し話がそれますが、規則と訓令と告示の違いについてご説明申し上げたいと思います。概ね、規則というのは一般的には条例の施行規則として扱われることをございまして、条例というのは市長が議会に提案して議決を経てできる、ある意味、市民に一定の規制、例えば、使用料を求めるとかです。逆に、市の制度としていろいろな給付を行う、こういった時に行うものが条例をございます。繰り返しますが、手続きといたしましては議会の議決によって定められるものをございます。この条例を具体的に施行するために、条例の中で教育委員会に委任する旨が規定されておりますが、その教育委員会に委任されたものが、規則として、今回、この第7号議案で掲げております10本のこの規則の中にあります。この規則の中に、押印の見直しの部分と性別記載の廃止に関する部分をございます。この一覧、この10本の規則がそのような改正を行うということをご理解を賜りたいと思います。説明は以上をございます。

(教育長)

第7号議案について説明がございましたが、ご質問等ございましょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

全体的な国の流れに沿った改正ということでお認めいただけますでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

それでは、第7号議案については承認ということで進めさせていただきます。

次に、第8号議案、白杵市立学校管理規則の一部改正について、学校教育課の説明を求め

ます。

(学校教育課長)

議案の9ページをご覧ください。第8号議案、臼杵市立学校管理規則の一部を改正する規則についてです。理由といたしましては、10ページに記載していますが、学校支援センター、これは学校の事務をつかさどるセンターが東中と野津中の中にあるのですが、その学校支援センターについて、職員削減に伴い職員配置及び事務内容が変更となり、今後も削減が続くことから流動的に運用できるように改正するとともに、教員と事務職員の仕事を明確にする必要があるということから、標準的な職務の内容を規定する必要があるためです。資料編の27ページをご覧ください。学校管理規則の一部改正について内容を記載しています。これは、先程説明をさせていただきましたが、教員と事務職員の業務を明確に分け、今後、内規によって、それぞれどんな仕事をしていくかということをも明確にしていく必要があるという、文科省の指示文書からこういった変更が行われています。今後、教員の仕事、事務職員の仕事を明確に、そして流動的に定めていく流れとなっています。もう1点、学校支援センターは東中と野津中の中にあるのですが、来年度、東中の中にある学校支援センターの人数削減が行われます。そういった関係から、担当学校の割り振りの変更等があり、今回の改定となっています。資料編の30ページをご覧くださいなのですが、以前は、学校事務職員が各学校に配置されていました。現在はセンター方式をとっており、センターにおいて一元的に事務を行っています。右側がこれまでだったのですが、臼杵センターが11小中学校、野津センターが5小中学校ですが、今後は左側のように、下南小と市浜小が野津センターの管轄になり、9校と7校という割り振りで行われるようになります。以上で説明を終わります。

(教育長)

学校管理規則の一部改正であります。現在、臼杵センター7名、野津センター5名なのですが、県の方針によりまして、臼杵センターが1名減の6名になりますので、臼杵センターと野津センターのバランスを取るために担当学校を移動させるという措置と、文科省の指導によりまして、事務職員と教諭の仕事内容を明確にするということに係る規則の一部改正です。この件につきまして、ご質問等ございますか。

(村上委員)

下南小学校と市浜小学校を野津学校支援センターの連携校に移動するということですが、中学校を基準に北中グループとか南中グループとかそういうのがありますよね。それについて、この下南小と市浜小が野津の方に移ったからといって、それが何か不具合が出ることはないのでしょうか。

(学校教育課長)

あくまでも、事務の手続きや作業等の分担ですので、現在行われている中学校ブロックごとの活動には一切影響はないと考えています。

(村上委員)

分かりました。それなら大丈夫だと思います。

(教育長)

その他、何かございましょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

では、第8号議案について承認をしてよろしいでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

ありがとうございます。次に、第9号議案、臼杵市社会教育指導員規則等の一部改正について、社会教育課の説明を求めます。

(社会教育課長)

議案の11ページをご覧ください。第9号議案、臼杵市社会教育指導員規則等の一部改正について説明いたします。臼杵市社会教育指導員規則等の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則第1条第2号の規定に基づき議決を求めるものです。理由といたしましては、臼杵市部落差別解消推進・社会人権教育指導員設置規則の改正により、臼杵市社会人権・同和教育指導員の名称が変更されたことに伴い、本規則においても、その名称等の改正を行いたいからです。資料編の32ページをご覧ください。一部改正の要旨について添付しております。33ページから36ページまでは新旧対照表を添付しておりますので後程ご一読ください。以上で説明を終わります。

(教育長)

第9号議案については、指導員の名称変更に係る変更ということですが、ご質問等ございましょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

第9号議案については承認していただけますでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

次に、第10号議案、臼杵市公民館条例施行規則の一部改正について、社会教育課の説明を求めます。

(社会教育課長)

第10号議案は12ページをご覧ください。臼杵市公民館条例施行規則の一部改正についてであります。臼杵市教育長に対する事務委任規則第1条第2号の規定に基づき議決を求めるものです。理由といたしましては、申請時における押印手続の見直し等、様式の見直しを行う必要があるためであります。資料編の41ページをご覧ください。臼杵市公民館条例施行規則の一部改正の要旨について添付しております。1. 経過、理由等については、行政手続に係る押印規制の廃止及び様式の複写等に対応させることに伴い、本規則の様式第1号及び様式第2号の改正を行うものであります。42ページから45ページまで、申請書及び許可書の新旧対照表を添付しておりますのでご覧ください。

(教育長)

第10号議案、公民館条例施行規則の一部改正について、押印等の変更でございますが質問等ございますか。

(委員 意見なし)

(教育長)

第10号議案について、ご承認いただけますでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

続きまして、第11号議案、臼杵市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、学校教育課の説明を求めます。

(学校教育課長)

議案の13ページをご覧ください。第11号議案、臼杵市教育委員会事務決裁規程の一部

改正についてです。改正の理由ですが、学校支援センターの職員削減に伴い、職員配置及び事務内容が変更となり、今後も削減が続くことが想定されることから流動的に運用できるよう改正するものです。先程も申しましたが、東中学校内にある臼杵学校支援センターと野津中学校内にある野津学校支援センターが今後も職員の削減が予想されることから、より決裁過程が臨機応変に行われるようにするためのものです。資料編の47ページをご覧ください。右側に現行が記載されていますが、決裁区分、第1順位者、第2順位者とかが記載されていますが、人員削減からこの班の編成等も難しいことから、臨機応変に決裁ができるように規程を変更するものです。以上です。

(教育長)

第11号議案については、職員の削減に伴う事務決裁規程の変更ということで、人数が減りますと班編成ができなくなるということで、今後、臼杵のセンターについては今7名が6名になるのですが、今後5名になる方向が県から打ち出されていますので、よりスムーズに決裁ができるようにという変更でございます。何かご質問ございましょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

第11号議案についても、承認いただけますでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

続きまして、第12号議案、行政手続における押印規制及び性別記載欄の見直しに伴う教育委員会訓令の整備について、教育総務課の説明を求めます。

(教育次長)

それでは、議案は14ページ、資料編は1ページのA4横置の資料をご覧ください。第12号議案、行政手続における押印規制及び性別記載欄の見直しに伴う教育委員会訓令の整備についてです。資料編の1ページA4横置の表をご覧くださいと思います。先程、第7号議案で規則の部分をご説明いたしました、今回は訓令でございます。訓令は2本の改正でございます。訓令とは何かと申しますと、訓令とは組織の内部に対して発せられる例規というふうに捉えていただきたいと思います。内部というのは、教育委員会でいうと学校現場の教職員や事務局の職員等になります。1つ目が臼杵市立学校出席停止の手続に関する規程、2つ目が臼杵市立学校職員服務規程、この2本の規程の様式欄に押印欄と性別記載欄がございますので、先程、第7号議案で申し上げたとおり、その見直しを行うこととします。説明は以上でございます。

(教育長)

第12号議案について質問等ございましょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

第12号議案についても承認いただけますでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

第13号議案、白杵市立学校支援センター組織運営規程の一部改正について、学校教育課の説明を求めます。

(学校教育課長)

議案の17ページをご覧ください。第13号議案、白杵市立学校支援センター組織運営規程の一部改正についてということで、理由といたしましては、先程から同じような話をしていますが、学校支援センター職員削減に伴い職員配置及び事務内容が変更となり、今後も削減が続くことが想定されることから、流動的に運用できるよう改正するものです。資料編の59ページをご覧ください。右側が現行ですが、これまでは班総括等の記載があり、その班総括の職務を記載していたのですが、その項を削除し、臨機応変に事務をつかさどることができるようにと改正しています。以上です。

(教育長)

説明についてご質問等ございましょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

第13号議案についてもご承認いただけますでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

ありがとうございます。

続きまして、第14号議案、臼杵市学校給食センター職員被服等貸与規程の廃止について、学校給食課の説明を求めます。

(学校給食課長)

議案の18ページをご覧ください。別紙で資料編も配っておりますのでそちらもご覧ください。今回の議案は、この規程を廃止するというものです。この規程は、給食センターで調理業務に従事する市の職員の為の規程としてありました。昨年8月から調理業務そのものを民間事業者に委託したことにより、この規程を廃止するという議案でございます。よろしくお願いいたします。

(教育長)

学校給食センターの民間委託に係る規程の廃止についてです。ご質問等ございましょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

第14号議案についても承認していただけますでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

続きまして、第15号議案、臼杵山内流協議会設置要綱の制定について、社会教育課の説明を求めます。

(社会教育課長)

議案の19ページをご覧ください。第15号議案、臼杵山内流協議会設置要綱の制定について説明いたします。資料編は61ページをお開きください。臼杵山内流協議会設置要綱の制定の要旨について、理由といたしましては、令和4年に山内流が200周年を迎えるにあたり、伝統的な日本泳法である山内流を後世に伝承するとともに、山内流の発展に寄与することを目的として、臼杵山内流協議会の設置に伴う、臼杵山内流協議会設置要綱を制定するものであります。以上で説明を終わります。

(教育長)

臼杵山内流については、令和4年に200周年を迎えます。現在、オリンピックの聖火がスタートしましたが、臼杵市では全国で2例目となる、山内流が川を渡って聖火を運ぶとい

うイベントも今後控えております。山内流については、游泳所の条例とか設置規則とかはあるのですが、山内流の伝承に係る設置要綱等がございません。游泳クラブとも相談をしながら、臼杵山内流を後世に伝承していくために、今回、協議会を設置しようということであり、本日お認めをいただければ、この設置要綱に沿って協議会を設置いたしまして、今後の山内流の発展、継承について協議をしながら200周年に向けての行事等も検討していきたいということでもあります。ご意見等ございましょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

それでは、第15号議案については承認してよろしいでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

しっかり伝承していきたいと考えております。

次に、第16号議案、行政手続における押印規制及び性別記載欄の見直しに伴う教育委員会告示の整備について、教育総務課の説明を求めます。

(教育次長)

議案は21ページ、資料編はまた1ページにお戻りいただきたいと思っております。行政手続における押印規制及び性別記載欄の見直しに伴う教育委員会告示の整備についてです。改正内容につきましては、先程から申し上げている通り、押印規制及び性別記載の見直しに伴う様式等の改正でございます。資料編の1ページをご覧いただきたいのですが、今回、告示として関連するもの7本を改正することとなっております。告示とは何かと申しますと、先程、訓令の説明をいたしました、訓令は組織内部に発するものでございますが、告示とは広く一般市民に対してお知らせするものと言われております。今回は、ここに掲げております、臼杵市小中学校入学支度金交付要綱、以下7本の関連要綱について改正を行うものでございます。以上で説明を終わります。

(教育長)

第16号議案についても、先程の規則それから訓令の改正と同様に告示の改正を行いたいというものであります。ご意見等ございましょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

第16号議案についても承認いただけますでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

続きまして、第17号議案、臼杵市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要領の一部改正について、学校教育課の説明を求めます。

(学校教育課長)

議案の26ページをご覧ください。第17号議案、臼杵市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要領の一部改正についてです。理由といたしましては、公務旅行を行う際、現行使用している旅行命令簿兼自家用車使用承認簿について、大分県教育委員会による旅費制度改正に伴うシステム改修に伴い、大分県内教育委員会にて様式を統一する必要があることから提出するものです。資料編は、74と75ページにその記載がありますが、説明をさせていただきます。これまで、公立小中学校の教員が出張する際は、自分の自家用車を公用車登録扱いして、出張先については手書きの用紙に旅行命令簿というものに記載し、どこに出張しますという書類を作成し、それに校長等の押印を行い、それを先程から話している支援センターに持って行き、その後に旅費が支給されています。支給元は県でして、そういった手続きが行われていたのですが、全て電算化を図るということで、旅行目的地等を記載すれば電算の中で費用等が計算されるというものです。それを、県内一括で行うという形に来年度から一斉に変更されますので、その手続きの為の取扱要領の改正となっています。以上です。

(教育長)

システム化されるということで、先生方も事務の効率化に繋がるのではないかと考えています。この件についてご質問等ございましょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

では、第17号議案については承認ということでよろしいでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

ありがとうございます。

〈非公開〉

(教育長)

続きまして、第22号議案、臼杵市社会教育指導員の委嘱について、社会教育課の説明を求めます。

(社会教育課長)

議案の31ページをご覧ください。第22号議案、臼杵市社会教育指導員の委嘱について説明いたします。臼杵市社会教育指導員を委嘱することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第16号の規定に基づき議決を求めるものです。下段に名簿が記載されております。新たに委嘱されるのは、3の元教諭の小林一彦氏、5の高野真也氏であります。以上で説明を終わります。

(教育長)

第22号議案、社会教育指導員の委嘱についてですが、長年、臼杵公民館でお勤めいただいた中津留先生が退任するというので、この春に上北小学校教頭を退職されます小林一彦先生を中津留先生の後任ということになります。また、野津の協育コーディネーターで活躍いただいた安藤先生の役職が変わるということで、その後任に、下ノ江小学校教諭で退職をされます高野真也先生にさせていただきます。何かご質問等ございますか。

(委員 意見なし)

(教育長)

お二方も本当に元気のいい先生であります。しっかりと後を継いでいただけたと思います。第22号議案については承認いただけますでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

それでは、第23号議案、臼杵市協育コーディネーターの委嘱について、社会教育課の説明を求めます。

(社会教育課長)

議案の32ページをご覧ください。第23号議案、臼杵市協育コーディネーターの委嘱について説明いたします。臼杵市協育コーディネーターを委嘱することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第16号の規定に基づき議決を求めるものであります。メンバーはほぼ一緒ですが、役割としては各中学校に配置する学校・家庭・地域の協働を推進するために地域の人材を把握して、子ども達や地域の学習活動を促進する役割となっております。社会教育指導員と同様に、名簿の3と5の方が新任となります。以上で説明を終わります。

(教育長)

社会教育指導員は協育コーディネーターも兼ねるということをごさいます、併任という形になりますが、これらのコーディネーターさんには各中学校ブロックのコミュニティスクールに入っていて、地域と学校を繋ぐという役もしていただいています。この件について、質問等ございますか。

(委員 意見なし)

(教育長)

それでは、第23号議案については承認ということよろしいでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

続きまして、第24号議案、臼杵市部落差別解消推進・社会人権教育指導員の委嘱について、社会教育課の説明を求めます。

(社会教育課長)

議案の33ページをご覧ください。第24号議案、臼杵市部落差別解消推進・社会人権教育指導員の委嘱について説明いたします。臼杵市部落差別解消推進・社会人権教育指導員を委嘱することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第16号の規定に基づき議決を求めるものであります。1名、柳井信一氏にお願いするものであります。理由といたしましては、臼杵市部落差別解消推進・社会人権教育指導員の任期満了に伴い、新たに委嘱する必要があるためであります。以上で説明を終わります。

(教育長)

昨年に引き続き、柳井先生にご就任いただくという件について、ご質問等ございましょう

か。

(委員 意見なし)

(教育長)

それでは、第24号議案について承認ということによろしいでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

ありがとうございます。

4. 教育施策にかかる報告について

(教育長)

これより「4. 教育施策にかかる報告について」に移りたいと思います。今回、事務局からの報告はございません。委員の皆様方から何かございますか。

(神田委員)

ちょっと協議事項の方に戻るのでありますが、お願いが1点あります。第15号議案の山内流協議会設置についてですが、歴史のある山内流ですので、協議会の委員さんが多分、歴史ある方々になると思います。ただ、今後の事を考えても広い世代での協議会の委員さんの選定をお願いしたいと思っています。若い人が何も言えない状況にならないような協議会の委員の選任をお願いしたいと思っています。それと、これは聞きたいのですが、協育コーディネーターのところ、高齢者・女性担当となっているのですが、例えば、第23号議案で小林先生と中森先生が高齢者・女性担当となっています。ジェンダーフリーの観点から言えば、女性担当って何か違和感が出てくるのではないかと思います。これは意見です。

(社会教育課長)

山内流につきましては、事務局といたしましても若い方を登用したいと考えております。コーディネーターの所属の名称につきましては、ちょっと検討させていただきます。

(神田委員)

それともう1点、先程、村上委員もおっしゃいましたが、行政の運営している施設、例えば、体育館、公民館、市民会館、図書館とかそうですけど、やはりサービスのレベルの差が

激しいという意見をよく聞きます。良い所はとても良くて人が集まるし、役所は良くやってくれているというような意見を聞くこともありますが、時に、サービスレベルの低下も見られることもあるので、そこら辺のご指導はきちんと一定に保たれた方が良いのではと思います。以上です。

(教育長)

貴重なご意見ありがとうございました。職員の待遇については、しっかり指導して参りたいと思っています。その他、教育政策に係る報告についてございますか。

(委員 意見なし)

5. 教育予算について

(教育長)

それでは、「5. 教育予算」についてです。事務局からの報告はございませんが委員の皆様方から予算に関するご意見等、何かございますか。

(委員 意見なし)

6. その他

(教育長)

それでは、「6. その他」に入りたいと思います。

子ども司書の認定について、社会教育課より説明を求めます。

(社会教育課)

A4縦のカラーの資料をご覧ください。子ども司書についての目的ですが、子どもから高齢者まで市民総ぐるみで読書に親しみ、本が大好きで情緒豊かな人間性あふれる人の育成をめざす読書のまちづくりを推進するために、子ども司書養成講座を実施しております。今年度につきましては、県立図書館や臼杵図書館で司書体験等の実習を8回行いました。2月27日に今年度の講座が終了し認定式を行いました。今後は、4月の子ども読書の日、8月の星の宵読み聞かせ、学校図書館等で読者の楽しさを多くの人に伝える読書リーダーとしての活動を行って参ります。下に写真が添付しております。裏面に名簿が記載しておりますのでご覧ください。以上で説明を終わります。

(教育長)

子ども司書の認定について、先日の2月27日に子ども図書館で認定書の交付を行ったところであります。この日は、他の市町村とリモートで、それぞれ取り組んだことの発表会も行った後に、各市町村で認定書の交付を行うということで、私がリモートで見ていた限りでは臼杵市の12名が一番多かったような気がしました。また、5年生が今年積極的に参加をしていただいて子ども司書に新たになりました。今後、各学校の読書リーダーとして活躍が期待できるのかなというふうに思っています。司書の認定について、質問等ございますか。

(委員 意見なし)

(教育長)

続きまして、「臼杵っこガイド」「臼杵っこ学芸員」の認定について、文化・文化財課の説明を求めます。

(文化・文化財課長)

それでは、令和2年度「臼杵っこガイド」「臼杵っこ学芸員」の認定について説明をさせていただきます。まず、ガイドと学芸員につきましては、臼杵磨崖仏や臼杵市歴史資料館で展示している絵図などの貴重な歴史資料を、自分たち臼杵市民の大切な宝物という意識を持って、未来に伝えていこうという気持ちを持ってもらうことを目的にしております。臼杵っこ検定についてですが夏休みに行われていますけれども、その上級認定者の中から希望者を募りまして、ガイドの講座を開いて受講してもらうものです。今回、認定試験の合格者につきましては、3月21日の日曜日に認定式を行っております。ガイド15名、学芸員6名、全員で16名であります。今後につきましては、それぞれガイドの内容をさらに深めながら臼杵磨崖仏や資料館でガイド活動を行っていくようになっております。以上です。

(教育長)

臼杵っこガイドと学芸員の認定についてですが、ガイドについては臼杵市談会の菊田会長の講習を4回ほど受けました。また、学芸員については、歴史資料館の油布館長、そして木本指導員の講習を4回受け、検定を受けた後に認定ということでありました。この件について、ご質問等ございますか。

(委員 意見なし)

(教育長)

子ども司書も臼杵っこガイドや学芸員についても、昨年の倍ぐらい認定をされたということで、コロナ禍ではありましたが、各学校とも頑張ってくださいました。子どもさん方が

興味を持って取り組んでいただいていることに感謝をしたいというふうに思います。

続きまして、県史跡臼杵城跡の鑑坂岩盤崩落について、文化・文化財課の説明を求めます。

(文化・文化財課)

それでは、県史跡臼杵城跡の鑑坂岩盤崩落について説明をさせていただきます。まず、鑑坂というのは生協方面からの入口で、石橋を渡っていく坂の急なところになります。その岩盤について、3月9日の朝に岩盤崩落の報告がありました。現場を確認したところ、鑑坂の壁において40センチ角ほどの大きさの岩の塊が崩落し、沿道に散らばっていたというような状況でした。その状況の写真を載せております。現場の状況を確認しますと、やはり今後も崩落の可能性がありますので、一応一時的に沿道を通り止めいたしました。この件につきましては、県史跡になっておりますので、県に報告をしまして、その対応を協議して参ります。また、この臼杵城跡が都市公園として多くの方に利用されており、今年の桜まつりの開催時期近となっておりますので、公園管理者、観光担当者と協議しまして、一応、文化・文化財課の方で対応するという事で、3月16日に仮設の防護壁を設置して通行止めを解除しております。今後の対応につきましては、今の劣化状況等を調査しながら、県指定史跡でありますので、県文化課と協議してその対策について検討して参ります。出来るだけ早い対応を考えておりますけれども、なかなか施工等が難しい部分でもありますので、慎重に行っていきたいと考えております。以上です。

(教育長)

岩盤の崩落についての報告でありました。私も、すぐに見に行っただけですが、かなり劣化が進んでいる状況が見て取れます。県の指定の史跡ということで、なかなかスピード感を持ってということにはならないのですが、今回、桜まつりも行われるということで早い対応を文化・文化財課の方でしていただきました。今後、桜まつりも終わりましたら、相談をしながら、また、一時通行止め等して調査をかけて安全対策を行っていきたいと考えています。この件について何かご質問等ございましょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

この件については終わりたいと思います。

その他、報告については事務局からは以上でございます。委員の皆様方からこれまでのことやその他について何かご意見等ございましょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

長時間にわたりましてご審議いただきましたが、これをもちまして3月定例教育委員会を閉会いたします。

会議録署名委員

会議録署名委員

会議録作成者
